

平成21年第1回豊後高田市議会臨時会会議録(第1号)

議事日程〔第1号〕

4月24日(金曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第35号議案及び第1号報告から第4号報告まで上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(21名)

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 近 藤 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 博 文 |
| 3 番 | 安 達 隆 |
| 4 番 | 尾 上 真 一 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 浄 |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

欠席議員(1名)

- | | |
|------|-------|
| 19 番 | 菅 健 雄 |
|------|-------|

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 甲 斐 智 光 |
| 議事係 長 | 清 水 栄 二 |
| 庶務係 長 | 伊 藤 康 輔 |

書 記

近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|----------------|---------|
| 市 長 | 永 松 博 文 |
| 副 市 長 | 都 甲 昌 叡 |
| 会計管理者兼市参事兼会計課長 | |
| | 安 東 洋 義 |
| 市参事兼真玉市民センター長 | |
| | 岩 永 澄 雄 |
| 市参事兼香々地市民センター長 | |
| | 大 園 栄 治 |
| 市参事兼企画情報課長 | 中 嶋 栄 治 |
| 市参事兼税務課長 | 尾 造 正 直 |
| 市参事兼消防長 | 福 光 博 文 |
| 総務課長 | 衆 原 茂 彦 |
| 財政課長 | 増 田 正 義 |
| 市民課長 | 橋 本 和 明 |
| 保険年金課長 | 南 松 豊 久 |
| 子育て・健康推進課長 | 安 東 道 男 |
| 環境課長 | 後 藤 則 隆 |
| 商工観光課長 | 佐 藤 之 則 |
| 農林振興課長 | 井 上 晃 一 |
| 農地整備課長 | 河 野 義 雄 |
| 建設課長 | 野 村 信 隆 |
| 下水道課長 | 佐 當 公 夫 |
| 福祉事務所長 | 安 東 良 介 |
| 水道課長 | 甲 斐 好 信 |
| 総務法規係長 | 佐々木 真 治 |
| 秘書係長 | 飯 沼 憲 一 |

教育庁

- | | |
|--------|-----------|
| 教 育 長 | 河 野 潔 |
| 総務課長 | 奥 田 秀 穂 |
| 学校教育課長 | 早 田 義 司 郎 |

議長(鴛海政幸君) ただ今の出席議員は21名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年第1回豊後高田市議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

議長(鴛海政幸君) これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

4月24日

議長（鴛海政幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に1番近藤紀男君及び2番成重博文君を指名いたします。

議長（鴛海政幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりです。

議長（鴛海政幸君） 日程第3、第35号議案及び第1号報告から第4号報告までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） まず、提案理由説明に先立ちまして一言御礼を申し上げます。

先の市長選挙におきましては、議員各位を始め、市民の皆様方の力強いご支援により無投票当選の栄誉を賜り、心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さを改めて痛感しているところでございます。

今後、初心に帰り、市政の運営に全身全霊を傾けて邁進したいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続き、ご支援・ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由説明をさせていただきます。

本日ここに第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは諸般の報告を申し上げます。

百年に一度と言われる世界的な経済不況による景気後退下での緊急対策として、国の補正予算により実施しております定額給付金についてでございますが、本市におきましては3月18日より申請の受付を開始いたしまして、4月9日に第1回目の給付をいたしたところでございます。

申請状況につきましては、現在までに給付対象世帯数1万4477件のうち、9,801件申請していただいております、率にして93.8パーセントとなっ

ております。また、給付状況であります、4月9日の第1回目の給付では、7,649件の給付を行い、今月末までには申請をいただいたものの内、97.7パーセントにあたる9,577件について給付が完了する予定となっております。

この定額給付金の効果により、本市の消費拡大と経済の活性化に期待をいたしているところでございます。

次に、3月24日に正起金属加工株式会社大分工場、製鋼用アルミ脱酸剤の製造設備の竣工式が行われました。同社大分工場は昭和47年10月に立地した誘致企業であり、ここ数年製造を休止しておりましたが、今回、製品の製造を再開することとなり、新たな雇用も考えられますので、大変喜んでおります。

さらに、ヤクルトヘルスフーズ株式会社が、4月1日より株式会社ヤクルト本社の100パーセント出資会社として再出発し、それに伴い、本市へ本社機能及び生産拠点の統合を行うこととなり、従業員も増えることになりました。

今後は、契約農家と提携しながら栽培した高品質のケールや大麦若葉を使用した青汁商品等の製造・販売を行うなど、青汁のトップメーカーを目指していくとお聞きしております。

昨今の厳しい経済不況の中にあつて、このような市内企業の元気のあるうれしい話題は、本市経済の弾みになるものと大いに期待しているところでございます。

次に、市報等でお知らせしていましたが4月29日開催の「昭和の町の昭和の日」についての行事でございますが、当日予定しておりましたボンネットバスのお披露目イベントについて、期日までにボンネットバスが完成しませんでしたので開催できなくなりました。

このイベントを楽しみにされていた多くの市民の皆様方には大変残念な思いをさせてしまい、誠に申し訳なく思っている次第でございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その大要をご説明申し上げます。

第35号議案の平成21年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、これは、豊後高田商工会議所及び西国東商工会が実施する市内での消費拡大を図るためのキャンペーン事業に対して補助を行うものでございます。

補助事業の概要といたしましては、お配りしてお

ります事業概要に記載しておりますが、期間中に一定金額以上、市内の登録店で消費した方に対し抽選で、地上デジタル対応型液晶テレビなどの景品を贈呈するもので、これらの景品の購入経費について補助するものでございます。

次に、第1号報告から第4号報告までについてでございますが、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

第1号報告の豊後高田市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、平成21年3月31日付で専決処分したものでございます。

第2号報告の豊後高田市税特別措置条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正に伴い、固定資産税の課税免除の適用期間の延長を行うことについて、平成21年3月31日付で専決処分したものでございます。

第3号報告の豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、介護納付金課税額の課税限度額を10万円に改めることなどについて、平成21年3月31日付で専決処分したものでございます。

第4号報告の豊後高田市行政組織条例の一部改正につきましては、景観等を活用した広域観光の推進及び文化資源の活用の総合的な推進を図るため、企画情報課の分掌事務である文化に関することを商工観光課に移管することについて、平成21年4月13日付で専決処分したものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案及び報告についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

本案及び本件については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、第35号議案及び第1号報告から第4号報告までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。何点が質疑をしたいと思っております。

最初は35号議案の一般会計の補正についてなんですが、いまの市長の説明や資料をいただいておりますので概要はわかるんですけども、この事業の目的が市内での消費を拡大を図ると、市内の活性化を図るというその事業に対して1,000万補助を出すということなんですけれども、一つは、対象になる店舗や事業者数ですね、それが商工会議所の内部ですね会員でどれぐらいが予想されるのか、商工会議所に現在登録されていない会員でなくても、店舗や事業所についても希望があれば登録店として適用するということなんですけれども、どのような業種の方が対象になるのか。でもう見込みとして商工会議所に加入していない、以外の方でどれぐらいの店舗や事業所が予想されるのかが一つの質問です。

もう一点は、地元での消費を拡大することなんですけど、この事業によって売上総額をどれだけ見込まれるのか。たとえば、これがプレミアム式でいくならば1,000万といったら1億1,000万の売り上げということになるんですけども、こうじゃなくて私なりに計算してみましたけれども、6,000円で1枚の券ですね。合格率が100パーセント当たっても1,085人やね、5倍になれば3億何千万の売り上げということになるんですけども、どれぐらいの総事業費を考えているのか。プレミアムよりも売り上げが増えるということは間違いのないと思うんですけど、その辺どう考えているのか。

もう一点の質問は、抽選景品が1,000万円という形で資料が出されておるんですけども、これをちょっといま、暗算で計算してみたんですけども、これでいきましたら、テレビとデジカメなんですけども、テレビとデジカメで当たる人は85人じゃわね、85人に900万円と、1,000人に100万円ということになるんで、そんなに85人で900万円もするような景品なのかちゅうと疑問持つもんだから、ざっと計算するとそうなるでしょ。だから、これ一つ一つでちょっとどれぐらいの予算なのか。説明してもらわんとちょっと疑問に思ったんですけど、むしろ1,000円のところを増やして、いわゆる当たる人を増やしたほうが市民にとっては楽しみが大きいんじゃないかなと思うんですけど、これやったら1,085人しか当たらないんですよ、その辺。

4月24日

それから、もう一つは、抽選による景品の当たり率じゃわね、率どれぐらい、競争率なんぼぐらいが大体、総事業費がなんぼちゆうことになったら大体わかるんやけどね。いわゆる空くじが何本あるのか、何人に1人当たるんかと。特賞については期間を通じて1回当たったらもう2回はないですよという、これわかるわね、説明書でわかるんだけど、大体一般市民でいくならば、プレミアム式だったら、だれもが1万円がた買ったら1,000円は余分に買い物できるんじゃけど、今度の場合はいわゆる1,085人しか景品が当たる人がないわけやわね。その関係で、大体何枚自分が応募券をもらったときには、6,000円で1枚もらうわけやね、何枚もらったときに当たるんかという点でちょっと聞きたいんですよ。

それから、新聞報道では、市民じゃなくて市外の方でもだれでもいいですよち、こうなってるんじゃけども、それでいったらどれぐらいを、市外での売り上げをどれぐらい見込んで、パーセントで言ったら市民でどれぐらい市外でどれぐらいの人に高田の店舗や事業所で買い物をしてもらいたいというような想定の実業なのかと。補助金は市が出すわけですよ、市が出すわけやから、その辺ちょっと説明してもらいたい。

それから、もう一点でこの問題終わりますが、中津など事務費を持たないところは、市が持たないところは県内でもわずかなんですけど、事務費も国の交付税で全部賄えるんやけどね。高田はもう、この事業計画やったら事務費も市が持たないというふうにとれるんですけどね。そうすると、登録店からの負担金なるものや、あるいは商工会議所などからの負担金なるものが考えられているのか、その辺、いわゆる事務費についてどういうことになっているのか説明してもらいたいと思います。

次が専決処分が今回4あるんですが、ちょっと基本的なことでも市長にお尋ねしたいんだけど、新しく議長もかわりまして、声も大きいし張り切ってるから大変立派だと思えますよ。そこで、私はまずまず議会と執行部ちゆうのは車の両輪と言いますが、今のところ全部やっぱり執行ベースだと思うんです。議会の権威を高めてもらいたいために市長に質問したいんですよ。こういう専決処分をする場合は、倉田市長時代というのは、議長や副議長には事前報告があるだけじゃなくて、担当の常任委員会できわゆる事前に会議開いてちゃんと説明すると

いう方法もとってきました。だんだんだんだん骨抜きになってきたんだけどね。いまの現在よその県下調べてみましても事前協議、事前に報告するところがかなりあります。豊後高田においては現在、現在の永松市長はどういう方法を議会に対してとっているのかね。ちょっとそれを説明してもらいたいです。

それから、基本的な質問では第1号報告は市税条例の改定なんですけども、いろいろ改定があるんだけども1点だけ質問したいのは、公的年金に係る所得で個人の市民税については10月からは年金から天引きするという、特別徴収をやるんだという条例改定になってるわけね。この点については前の予算委員会の時にも委託料の時に私議論しましたけれども、後期高齢者医療保険についても年金から天引きだったんだけど、やっぱり全国でこれの反対の世論が高いために本人の自由になるというふうになったわけですね。どちらでも選択できるとなったときに、今度はわざわざこういう形で条例専決処分やって、もうこれは強制的にやると、こうこうこれだけの方は強制的にやるというふうにもう条例に謳われてますはね、なったんだけど、豊後高田で言うならば対象が何人ぐらいあって、天引きされる特別徴収される予想税額ちゆうのはどれぐらい見込まれるのか、説明してもらいたいと思うんです。

次が、第2号報告の市税特別措置条例の改定で、過疎法の関係や企業立地法関係などで、固定資産税の免除をしている企業をもう1年間だけいわゆる免除期間を延期しようという条例改定なんです。豊後高田で言うならば、この延期することの対象になる企業がどれだけあるのか、その中で免除額がおおよそこれまでの実績から見てどれぐらいの免除額になるのか説明してもらいたいと思うんです。

次が、第3号報告については国保税の条例改定なんで、これも税法の改正によりまして介護納付金、いわゆる40歳から64歳までの方の介護保険事業に伴う負担なんですけど、これが限度額がこれまで9万円であったものが10万円に改定するということになったんですけども、質問したいのは、これまで9万円の限度額の方、限度額以上の方が高田では何人あったのか。今回改定によって10万以上に該当する方が何人で、もう一個は3点目は9万から10万の中に、その中に9万1,000円の人であれば9万9,000円の人も出てくるんだけど、そういう人がどれぐらい想定されるのか。

以上で質疑終わりたいと思います。

議長（篤海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは私から、私の基本的な考え方を申し上げます。

私は専決はすべきでないというのが確かに前提であります。ただ、専決をする、今回の場合、特に税について最終的に税改正の場合にはやむを得ずざるを得ない場合にすることということであります。そこ辺のものの中でこれからも、いま税担当として、議長、副議長さんにはやはり連絡をするのが当然であろうと、そう思っております。

以上です。

議長（篤海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 大石議員の35号議案についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、対象になる店舗数、事業者数のご質問でございますが、今回の登録店の加盟要件につきましては、豊後高田商工会議所及び西国東商工会の会員様及び市内事業者の内、登録を希望する者ということで計画しております。業種につきましては、小売業に限らず飲食店、サービス業など幅広く登録いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

それから2点目、売上総額をどのくらいに見込むかということでございますが、この事業主体でございます商工会議所それから商工会のほうから特にそういった設定はお聞きしておりませんが、考え方としては、具体的な数値目標は設定しておりませんが、より多くの皆様にご参加、ご応募いただきたいと考えております。

また、スタンプラリー形式でございますので、より多くの店舗等に登録いただくことで、幅広く消費いただきたいと考えておりますし、景品そのものにつきましてもこの1,000万円分が市内事業者で準備いただけるということで、一定の効果が期待できるのではないかと考えてございます。

それから3点目、抽選の景品の1,000万円の内訳でございますが、お手持ちの表の中にございます42型液晶テレビにつきましては合計で300万円、32型液晶テレビにつきましては合計で500万円、デジタルカメラにつきましては合計で100万円、それからお買い物引換券につきましては計100万円の総額1,000万円ということで想定しているというふうにお聞きしております。

それから4点目でございますけれども、当選確率

はどのくらいかということでございますが、これも具体的な見込みは設定できていないということで、お聞きはしておりません。しかし、要綱の中にございますが、1人何口でも応募可ということで、たくさんの方に応募していただき消費、市内での消費を拡大していただきたいということを主眼にしてるところでございます。

それから5点目の、市外での割合をどのくらい見込んでいるかということでございますが、済みません、これにつきましても具体的な見込みの設定というのはございません。しかしながら、これにつきましても市外の方、また観光のお客様を含ましてこの市内で消費していただけるというメリットがございますので、こういうことも見込んでいきたいというふうに考えております。

それから6点目、事務費の関係でございますが、今回、この事業の支援につきましては商工会議所それから西国東商工会のほうから景品分1,000万円の支援を依頼を受けて今回この補正予算をお願いしているところでございます。

それから済みません、漏れました。最初の1点目のところでございますが、対象となる店舗数でございますけれども、とりあえず豊後高田商工会議所の会員さんが547、4月14日現在でございます。それから西国東商工会が206、4月1日現在ということでございます。

以上です。

議長（篤海政幸君） 市参事兼税務課長尾造正直君。

市参事兼税務課長（尾造正直君） それでは、大石議員の第1号報告のご質疑にお答えいたします。

65歳以上の年金所得者の人数及び税額関係であります。これは平成20年度の課税状況ベースをもとにお答え申し上げます。

65歳以上の人口は全体で8,243人でありまして、そのうちの65歳以上の年金所得者は7,891人、このうち、年金所得者で市県民税の課税対象者、いわゆる年金プラス給与、農業、営業等そういった部分の課税対象者が1,865人でございます。そのうち、年金所得者のみでを計算しまして市民税課税対象者となりますと945人、税額にいたしまして4,838万程度でございます。あとの10月から年金部分が特別徴収されるわけですが、その後、年金以外の分については併用徴収ということになります。

4月24日

次に、第2号報告のご質疑でございますが、今回延長された期間につきましては、免除の対象となる資産の取得期限を定めるものでございます。改正前につきましては平成21年3月31日までに取得した資産の一部が課税免除の対象でございました。これを1年間延長するものであります。したがって、平成21年の4月1日から1年間に企業が取得する資産に対する固定資産税の一部について免除することになります。実質の影響については平成21年度後半もしくは22年度にあらわれることが予想されます。

現在の経済状況では予測は非常に難しいところであります。平成21年度の予算の見込みであります。11社3,250万円を見込んでおりますが、昨年度進出してきました5、6社についてはまだ適用控除の指定申請、課税免除の申請等が出されておられませんので、機械設備等の把握が非常に難しいため、当初予算の中には見込んでおらないというのが現状であります。

以上であります。

議長（篤海政幸君） 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長（南松豊久君） 第3号報告の課税限度額を10万円にすることの影響世帯でございますが、平成20年度の課税所得により算出したしました件数を申し上げます。

9万円を超す世帯については106世帯が見込まれます。課税限度額を10万円としたときの影響世帯でございますが84世帯でございます。9万円から10万円までの間の世帯が22世帯と見込まれます。税収の増の見込額については94万800円と見込まれるところでございます。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） もう一度質疑をいたします。

市長から答弁がありまして、市長は基本的には専決はしないほうがという、そのとおりだと思うんです。やむを得ない場合に云々とあったんですけれども、いま聞いていたら、どうも議長、副議長にも連絡ちょううんですか、してないちょううように聞こえたんですけど、そうなんですかね。今後そうしたいということなんですかね。私が質問したのは、せめて議長、副議長はしてるんじゃないだろうか。よそでは各常任委員会でわざわざ説明をしてるところもあります。以前も豊後高田の場合は研究会ということ

で必ずやっておりました。別府なんかはいまもう調査会という形でずっと必ずやっております、どういう問題でもね。だからどうするんかと、せめてそれぐらいはどうだろうかという提起したんだけど、だんだんだんだん骨抜きになったと。市長は今のところはしてなかったけれども、今後は議長、副議長にしますということなんですかね、もう一回確認しておきます。

私はやっぱり、火葬場の問題をめぐってもわかるように、本当に執行部と議会が一体になってやらないとなかなかやれないんですよ。だからどんな問題でもやっぱり、もう議長もかわったことだし、やっぱり議長とよく相談をして、議会で全員協議会に諮るべき問題は諮る、所管の常任委員会で報告すべきはするというやって、一体となって市民のための市政を進めてもらいたいちょううことを思うんですけども、市長の見解もう一回聞きます。

次に、予算の問題で遅げながら大分県内では一番最後になったんですよ、この種の事業やるということで。本来ならば商工会議所側のほうから、こういう臨時給付金が出たらこういうことやってやりたいんやこうというぐらいあればいいんやけどね、ないんですよ豊後高田の場合。なくて、やっぱり市の内部でそういうことを研究した結果ここまでいったわけですね。よって、事業効果を上げる、同じ市が1,000万交付するんなら、事業効果を上げるということになると、1,000人については1,000円のお買い物券をあげますよと、あと85人に900万なんですよ。それは当たった人はそれはいいけれども、当たる確率が少ないちょううことやね。全体の中の1,085人しかこの景品もらえないんですよ。

これは県内では津久見以外のところは、とにかく地元の消費を拡大するために協力すれば、1万円出せば1万1,000円がた買えますよというのが大体やね、そうでしょ。全国的に一番大きいのは67パーセントプレミアムがついとるね。大分県では豊後大野市と玖珠町と九重町が2割なんですよ。1万円がた出せば1万2,000円がた買えるというところも大分県で3箇所あるんですよ。杵築の状況も新聞報道されましたように、もうあつという間に売れると、もう一回追加されるということになったようですけども、高田の方式でいくなれば、成功すれば商店街の全体の売り上げは増えるかと思うんですよ。例えば、同じ1,000万で言うならば、

1割のプレミアムやったときには1億1,000万の売り上げになるんですけど。

今度の場合の1,085人の商品でこういうことをやってみても、6,000円で1枚だから、それは1億1,000万以上の売り上げがあることは間違いないですそれはね、間違いないと見れるんですよ。その点、商店街についてはいいけれども、当たった人もいいですよ当たった人は、でも抽選で景品もらう人が余りにも少ないわけよね、そうでしょ。1,085人しかないということね。これを1割のプレミアムやったときには1万人あるんですよ。1万人の方が、いわゆる市民が得するか、そうでしょ。市が1,000万円出したときに1万人の方が得するのか、この高田方式ちゅうのは1,085人の方が得をするかということになるわけよね。

そこで、この1,000円の分のほうをもっと増やして、商品の900万円ちゅうのを減らすべきだと思えますよね。だれが考えても85人に900万円やると、もうそれよりはもう少しいまのような不景気の状態から見れば、もうほんとに生活大変なんだから1,000円で、よそがやってるようにせめて1割、1割という人を増やすほうが市民にとっては得じゃないかと思えますよ。さっきの説明では、いや、900万円がたのテレビやカメラについても市内で消費するちゅうけど、もうテレビ売ってる店何店ありますか、カメラ売ってる店何店ありますか。そこで消費するからそれも消費拡大になるんだというけど、それよりも現金配ったほうが、そりゃ約1,000近い店で自分が選んで買えるわけでしょ、どこでも買えるわけよね。そのほうが得じゃないかと思えて、その辺はちょっと行政指導をしてもらったほうがいいんじゃないんですか。85人に900万円ね、1,000人に100万円ちゅう事業なんですよね。ほんとならば1万人に1,000円ずつだったんですよ、いわゆる1割方式をとれば、そうでないでしょ。その辺ちょっと見直しができないのか、そのほうが市民は喜ぶと思えますよ。その辺検討ができないのか聞いておきます。

それから店舗、事業所の関係で、商工会議所の会員数が高田と旧西国東合わせて753というのわかりました。それが対象になる。それも希望者だけですわね。登録店だけになるでしょ。その以外の方は、いまの説明では飲食店やサービス業など云々とあったんですよ、などを自分たちが考えてるから指導したいということだったと思うんですけど、どれ

ぐらいのものが考えられるのか。いわゆる、商工会議所に入っていない方で、いない方で登録の対象になるところをどれぐらい見られるかちゅうのも大事なところなんですこれは。もう全国的にはどうやってるかといったら、プレミアムはお年寄りに使わせるために病院の医療費でもいいですよというところまであるわけよね。高田で言うならこれプレミアムじゃないんで、景品を差し上げるといことなんじゃけども、あと、商工会以外のところで登録希望すれば登録対象になるのはもう少し市民が絵を描けるように、どれぐらいどういう業種で大体おおよそどれぐらいあるというのをちょっと説明してもらえんでしょうか。ほんとに事業効果を上げるちゅうんならそういう方法をとってもらいたいと思うんです。それぐらいにしちよきましようね、大事なことやね、そこはね。

それから市税の年金からの特別徴収についてもう一回お尋ねしたいのは、これ当初は介護保険料から天引きが始まりまして、今度は75歳以上の後期高齢者の保険がいわゆる義務づけられたわけよね。しかし全国的な世論の高まりの中で政府自身も見直しをせざるを得なくなって、後期高齢者についてはもう選択が与えられたわけよ、どちらでもいいですよ。よっていま聞きたいのは、この住民税についても法を改正してこうなったんだけど、政府の動きとして本人の希望というような見直しが検討されると私は聞いているんじゃないけど、あなた方の掌握は、条例で専決処分やったけれども、将来的には本人の希望にしますよという可能性があるのか、いや、もうあくまでもこのまま特別徴収を強行することになるのか、もう一回聞いておきます。

以上で終わります。

議長（篤海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私から2点お答えをいたします。

専決問題でございますけれども、税法改正が議会が終わってからということで、どうしても議会に間に合わないということでもあります。そういう面で、どうしても専決しなきゃならん部分でありますので、これにつきましては議長さんとも今後どうするかを対応をご相談していきたいと思っています。

それから、この定額給付金の事業でありますけれども、これはあくまでも商工会議所、商工会の事業であります。それをどういうふうにして我々がフォローしていくかということでもあります。それと同時

4月24日

にもう一つの考え方としては、我々はこれをいかに商店のものを買っていただくかということがそういうもので、各市民の方々に等分にお金をあげるということではないということが我々はそう考えてます。だから今回は商工会議所、商工会を含めた店の方々のところでたくさん買ってもらう。それも大型店だけになるんじゃないかって、各店舗に買ってもらう方法はどうかという、そういうことの中で商工会議所、商工会の提案をいただきましたんで、これはその趣旨に沿うんじゃないかと、そういうことでした。だから、この金額を落とすか落とさんかというのは、それは主催者の考え方だと私思ってます。だから、そういう面では、やはり大きな目玉をつくるのか、つくらんかということだと思いますけども、そこ辺のものはいまこういうような案が来てますんで、私は尊重していきたいと、そう思っておりますし、また商工会長さんもここにおられることですから、よくそこ辺の意思があったということもまた検討していただければいいのではないかと、そう思ってます。

その他につきましては課長に答えさせます。

議長（鷺海政幸君） 市参事兼税務課長尾造正直君。

市参事兼税務課長（尾造正直君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

個人住民税の特徴についても後期高齢者と同様に、特徴もしくは口座振替の選択制ができる動きがあるのかどうかということなんですが、いま現状の中ではそういった情報は入ってないんですが、うちのほうは月刊税というのをとってるんですが、税の中での総務省のほうのコメントの中ではそういったことも、後期高齢がそういう形になったんでそういうことも予想されるだろうということも拝見いたしました。なお、いま現在されてないのは介護保険はされておられません。国保は選択制を採用しております。

以上であります。

議長（鷺海政幸君） 大石議員、答弁はもうよいですか。

商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 大石議員の会員以外の方の考え方についてのご質問にお答えいたします。

登録対象以外の方の数値というのは設定は出されていないところでもございますし、なかなかいま把握することは困難だと思います。先程おっしゃいました業種につきましては検討する打合せの中で、例

えば先程議員言われたとおり、おっしゃいましたとおり病院それからパーマ屋さん、散髪屋さん、あるいは建設業などいろんなことが考えられると思います。ただこれもあくまでも参加をしていただける方ということで、登録していただける方ということで、その数値についてはここで答えすることは困難だと思います。できる限り市報等を使い、それから市のCATV、市報、それから事業主体でございます会議所、商工会の商報、こういったものを使って周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（鷺海政幸君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 補正予算の関係でもう一度お尋ねしたいのは、私が主張するのはプレミアム方式じゃないといかんということ言ってるんじゃないんですよ、市長。どうすれば市民も得をする地元の商店や事業所なども売り上げを伸ばせるかということで議論してるんですよ。そこ誤解のないように。確かにいまの方式のほうが同じ1,000万でも売上幅は増えるということはもう科学的に見てもわかるでしょ。1割のプレミアムやったときは1億1,000万なんですよ、それだけの売り上げそうなるでしょ。これでいきましたら約3枚に1枚当たったとしても約1億8,000、2億近いものになるんよね。3枚券もらって、3枚もらって1枚が当たったとしても、それぐらいの率で、これは最後まで1,000万だけの、抽選だからなかったら、あるだけの中から当たるわけやから、全部これだけ1,085だけは絶対当たると思うんですよ。そうすると、それでもやっぱり2億ぐらいの売り上げになるでしょ。5人に1人当たるとしたら3億を超えるぐらいになるんですよ。だから売り上げが増えることは事実なんです。じゃけど今度、市民に対する1,000万というのは変わらないんですよ、プレミアムと。それで、6店回って1枚の抽選券もらえるんだけど、その場合の当たる確率を増やすためには、85人で900万ちゅうのがちょっと、いわゆる1,000円の券を1,000人なんやけど、それを2,000人に増やしてあと800万しても、こっちは2,000、もう1,000人増えるわけでしょ、そうでしょ。もう200万増やせばもう2,000人増えるわけでしょ。それぐらいやっても、あとの商品が少なくなっても影響ちゅうのは当たる率が相当いいでしょう。そうすると、

また1,000円がた持って新しく買い物に行けるんですよ。するほうも、テレビも買ったからといって買い物に行かないんですよ、900万円も買ったからってもう買い物に行かないんですよ、そうでしょ。1,000円券もらえばまた買い物に行くということになるから、1,000円券のほうを今のところ100万円なんだけどそれをせめて300万、200万でも300万でもするちゅうぐらいを、それはできないことないでしょう。そうすると確率が全然違うんですよ。大体2、3枚買えば、1万2,000円、普通の方で1万2,000円、1万2,000円買えば1,000円は大方当たるなど、いうぐらいになるでしょう。だからそれは指導だから、1,000万出す以上指導するのはやっぱ商工会とよく話をして、そのほうが地元にとっても1,000円券もらえばですよ、3,000人もらってごらん、3,000人がまた買いに行くわけでしょ。そのほうが得じゃないかというのは、これは一般論でも理解できる問題と思うんですよ。大きいでしょう、85人で900万ちゅうんじゃなくて、もう200万減らして700万で80人になろうと、そのほうがずっと得だと思いますよ。消費拡大につながると思うんで、そういうことになるのかどうか。

それから、予想数がなんぼかわからんにしても、業種はまだ広げて市報などで登録店はこうこうこうという方が登録できますよというのはわかるんですよ。広くしてもらいたいと思うんですね、希望者だけです、それは、それは、私はいいですというところに無理に言うことは何にもないわね。希望する人に。そのときの事務費は市からは出さないんですよ、今のところ、この予算でいったらね。だから、事務費は二つの商工会議所、商工会で出すというのか、商工会議所に入っていない方については登録希望者からは1,000円もらうとか何百円もらうとかいうことになってるんかということも大事なんですよ。それはどうなんですかね。それやったら、それで商工会議所以外にまたなんぼか取るちゅんならね、もうその分も国の交付税で取れるんだから、そういう事務費についてはもう市が見てやるというのが幅広く登録店を増やすことにつながっていくと思うんですよ。そうすると売り上げも増えるからね。そういう形で新たに登録される方についてはなんぼか取るというんなら取らないで、市が事務費を補正で組んで出すという方法をとってもらいたいと思いますが、その辺どうなのか。

以上です。

議長(鴛海政幸君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私のほうからご質問にお答えします。

商品の件につきましては、商工会議所、商工会とよく話をして、いまの市も話をしながら、どういふうが一番いいかということも検討してもらいたいと思います。それから、加入をする店舗からお金を取ることはないようであります。そういう面の中で商工会、商工会議所、事務費も要ることでしょうか、その場合は私どももご相談に応じようとは思っております、その節はひとつ皆さん方の議決のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長(鴛海政幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番大石忠昭君。

2番(大石忠昭君) 共産党の大石であります。私は、第1号報告に承認することに反対討論をいたします。

この中の改定の中の一つで、いまも議論しましたように、公的年金の受給者から今回は特別徴収をするということが入りましたんで、これは国保でも後期高齢者医療でも選択制をとっておりますので、選択制をとるべきであり、義務化すべきじゃないということで私は反対いたします。皆さんのご賛同をお願いして討論を終わります。

議長(鴛海政幸君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて討論を終結いたします。

これより第35号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第35号議案については、原案のとおり可決されました。

これより第2号報告から第4号報告までを一括して採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

4月24日

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なし認めます。
よって、第2号報告から第4号報告までについて承認されました。

次に、第1号報告を起立により採決いたします。
本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。
よって、第1号報告については、承認されました。
議長(鴛海政幸君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第1回豊後高田市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 鴛 海 政 幸

豊後高田市議会議員 近 藤 紀 男

” 成 重 博 文